

特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク
「元気なまちづくり応援助成金」募集要項

「元気なまちづくり応援助成金」は、特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワークが中間支援組織として重点的に取り組む分野の活動に関与する団体を応援するもので、令和3年度から新たな事業としてスタートします。

この助成金を団体の組織基盤強化や事業の実施、新たな活動へのステップアップなどに活用していただき、地域課題の解決や多くの市民とつながることを通して、小牧が元気あふれるまちになるよう、みなさんの活動を応援します。

1 助成の対象となる活動

こまき市民活動ネットワークが重点的に取り組む以下の8つの分野の社会貢献のうち、いずれかの活動に関与する団体に対して助成募集します。

- (1) まちづくりへの貢献
- (2) 子育て・子どもの健全育成への貢献
- (3) 社会福祉への貢献（障がい者福祉、高齢者福祉など）
- (4) 安心・安全な社会づくりへの貢献（防犯、防災・減災活動など）
- (5) 多文化共生への貢献
- (6) 環境保全への貢献
- (7) 男女共同参画社会への貢献
- (8) SDGsに関する活動

2 助成の対象となる団体

営利の目的とせず、公益的・社会的な活動を持続的に実施、もしくは実施しようとする団体で（法人格の有無は問わない）、以下の要件にすべて該当することが必要です。

- (1) こまき市民活動ネットワークの正会員（団体）であること
- (2) 3名以上の構成員で組織し、主に小牧市内を拠点に持続的に活動を実施している団体であること。
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 反社会的勢力の統制下にある団体でないこと。
- (5) その他の法令、公序良俗に違反する行為がないこと。

3 助成できる活動の要件

- (1) 公益的な住民活動、社会貢献活動であり、団体が自ら主体で実施する活動であること。

- (2) こまき市民活動ネットワークが重点的に取り組む前述 8 つの社会貢献活動の中のいずれかに該当すること。
- (3) 応募に当たっては、活動の状況等を「活動計画及び事業計画書」に明記し、その計画を十分に報告できること。
- (4) 他から助成金あるいは補助金等を受けている活動も助成対象となりますが、その場合は必ず「助成交付申請書」(様式 1) の所定欄にその旨を明記し、申請を行うこと。
- (5) 団体の活動が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までの期間内に実施されること。

※以下の団体活動は助成の対象となりません。

- (1) 特定の個人や団体または構成員のみが利益を受ける共益的・互助的な活動。
- (2) 公益性のない趣味的活動を目的とするもの。
- (3) 構成員の日頃の成果を発揮する目的のみで行う活動およびその練習。(例：展示会、発表会、イベント、大会参加等)
- (4) 単に啓発活動の向上を目的とした勉強会や学習会。
- (5) 団体から他の団体等への単なる補助となっているもの。
- (6) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの。
- (7) その他審査委員会で助成が不適當と認められるもの。

4 助成の交付額 (令和 3 年度分)

交 付 金 額	交 付 団 体 数	総 額
1 団体当たり 2 万円	5 団体	1 0 万円

5 助成の対象となる事業期間

令和 3 年 4 月 1 日 (木) から令和 4 年 2 月 28 日 (月) までの一年間における持続的活動を対象とします。

6 交付回数に関する制限

1 団体に対する助成交付の回数は 1 回までとします。

7 募集の方法

(1) 募集期間

令和 3 年 1 月 9 日 (土) から 1 月 31 日 (日) までに、提出書類を

密封の上、こまき市民交流テラスまで直接お持ちいただくか、郵送してください。（当日消印有効）

※メールやFAXでは受付できません。

※内容に不備・不明点があった場合は、再提出していただく場合があります。

(2) 提出書類

- ① 「助成金交付申請書」(様式1)
- ② 令和3年度の「活動計画及び事業計画書」(様式2)
- ③ 申請団体の定款・規約・会則の写し

(3) 応募書類提出先

〒485-0041

小牧市小牧三丁目555番地 ラピオ2階

こまき市民交流テラス

こまき市民活動ネットワーク 宛

8 審査方法、審査基準項目及び交付決定通知

- (1) こまき市民活動ネットワークの理事会による公平かつ厳正なる審査（申請者の書類審査）を経て交付団体を最終決定します。なお、審査の過程で必要に応じて申請団体に対して活動状況についての補足説明を求めることがあります。
- (2) 審査方法は、提出書類のみで最終選考を行います。なお、申請書類の記入内容及び申請書類等の著しい不備により審査が円滑に行うことが出来ない場合、あるいは申請内容に明らかに虚偽があると判断される場合は、審査対象から外すことがあります。
- (3) 審査基準項目は、以下に述べる項目について評点し、原則その合計点数の高い団体から助成対象とします。

審査基準項目	内容
公益性	社会的な公益が見込める活動であり、多くの市民から支持を得られ、第三者への効果が期待できるか。
実現性	事業を遂行する能力、スケジュール、妥当な予算が立てられているか。 また、助成をうけることでステップアップが期待できるか。
独自性・独創性	発想・着眼点・手法などに先駆性や独創性、工夫があり、団体の長所が生かされているか。

- (4) 審査の結果については、助成金交付決定通知書（不交付の場合はその旨の通知状）を以って、応募団体の代表者（または代表者の指名する団体担当者）宛、令和3年2月中旬（予定）までに書面で通知します。
- (5) 審査委員会における審議の過程や選考結果等に関して、審査委員長が認める情報以外のその他いかなる情報も事後第三者に開示することはありません。

9 助成金の交付時期

交付決定後、令和3年3月上旬（予定）までに団体代表者に直接交付、または指定金融機関口座へ振り込みます。

10 情報の公開

交付決定の団体名、団体代表者名、活動内容等の詳細をこまき市民活動ネットワークのホームページや会報誌等により公表することがあります。

令和3年通常総会にて活動紹介を行っていただきます。また令和4年通常総会にて活動報告を行っていただきます。

（総会開催は毎年5月中旬予定）

11 交付助成金の使途

交付する助成金は、交付団体のまちづくり活動推進に資するための必要経費等に充当いただくことを原則とします。

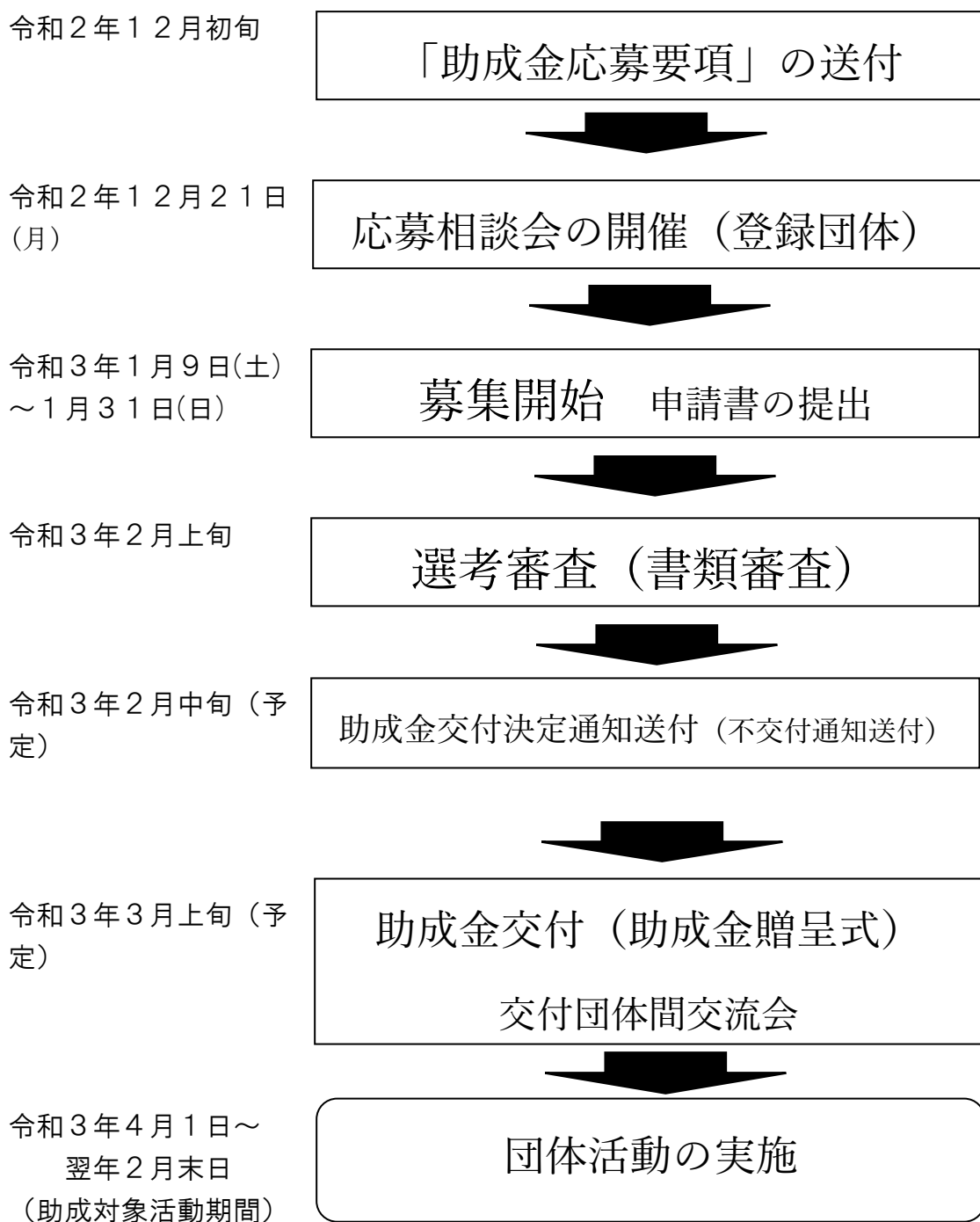
本目的以外の経費、例えば以下①～③への流用は極力慎んでください。

- ① 交付団体の構成員による親睦を主たる目的とした会合等の飲食費
- ② 助成金の対象活動以外の経費
- ③ 団体の構成員に対する謝金・人件費等

12 その他事項

- (1) 申請内容に虚偽があると判明したときは、助成金の返還を請求しません。
- (2) 申請時に提出いただいた応募書類等は、一切返却いたしません。
- (3) 令和3年度の元気なまちづくり応援助成金の応募・交付までの手続きの流れについて、次項にてくわしく解説します。

13 令和3年度・まちづくり団体助成金応募・交付までの流れ



令和3年5月中旬 (特)こまき市民活動ネットワーク総会にて交付事業紹介

令和4年5月中旬 (特)こまき市民活動ネットワーク総会にて実績報告